

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：小美玉市（市長部局、議会事務局、消防本部、教育委員会、行政委員会（教育委員会除く））

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.2%
全職員	79.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.1%
31～35年	91.4%
26～30年	89.5%
21～25年	81.4%
16～20年	85.3%
11～15年	89.2%
6～10年	89.5%
1～5年	93.7%

【説明欄】

≪男性の給与に対し女性の給与が低い要因≫

【任期の定めのない常勤職員】

給与に含まれる扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合はそれぞれ92%、82%と高い。勤続年数別では、女性の育児部分休業取得者を含む区分において女性の給与の割合が低くなる傾向にある。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

再任用職員(21人)、任期付職員(10人)、会計年度任用職員(171人)が含まれる。職員数の男女比は1:2で、短時間勤務による平均給与が低い女性の割合が高くなっている。

【全職員】

職員数の男女比は3:2であり、各種手当の支給対象者は男性が多い一方、女性うち4割が会計年度任用職員等の短時間勤務職員であり、相対的に平均給与が低い職員が女性に偏っている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	15.5%

【説明欄】

管理的地位にある職員・・・部長級・課長級職員

消防職の職員数については男女比が99:1であり、管理的地位にある職員のうち女性職員は0人
消防職を除いた行政職のみにおける女性の管理的地位にある職員の割合 17.6%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	7.7%
本庁課長相当職	17.8%
本庁課長補佐相当職	22.4%
本庁係長相当職	25.3%

【説明欄】

行政職における各役職段階にある職員に占める女性の割合

本庁部局長・次長相当職 8.3% 本庁課長相当職 20.5%

本庁課長補佐相当職 25.4% 本庁係長相当職 40.4%

行政職における男女別管理職登用比率

(各役職段階にある男女それぞれの職員数/男女それぞれの常勤職員数)

本庁部局長・次長相当職 男性 4.8% 女性 0.6%

本庁課長相当職 男性 13.5% 女性 5.0%

本庁課長補佐相当職 男性 21.7% 女性 10.6%

本庁係長相当職 男性 13.5% 女性 13.0%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	66.6%	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	10.0%	—	—
6月超9月以下	16.7%	—	—	100.0%
9月超12月以下	16.7%	—	—	—
12月超24月以下	—	30.0%	—	—
24月超	—	60.0%	—	—

【説明欄】

育児休業取得率 = (R7年度新規取得者数) / (R7年度中に新たに取得可能となった職員) × 100

男性職員の職種別育児休業取得率

行政職 62.5% 消防職 25.0%

男性職員の職種別配偶者の出産及び育児参加のための特別休暇も含めた取得率

行政職 100.0% 消防職 100.0%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6. 9時間/月
内部部局等以外	8. 2時間/月

【説明欄】

内部部局・・・市長部局(市長公室・総務部・財務部・市民生活部・福祉部・保健衛生部・産業経済部・
都市建設部(水道課・下水道課除く)・会計課)

内部部局以外・・・議会事務局、消防本部、教育委員会、行政委員会(教育委員会除く)、公営企業
(水道課・下水道課)

内部部局以外のうち、市民向けイベントや施設管理を担う部署に時間外勤務が多い傾向にある。